

議第74号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和5年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
大津市	358,685,690 ^円	△ 67,103,939 ^円	291,581,751 ^円
彦根市	285,807,918	△ 76,215,924	209,591,994
長浜市	289,754,900	△ 77,268,459	212,486,441
近江八幡市	85,047,776	4,743,489	89,791,265
草津市	197,644,772	11,023,515	208,668,287
守山市	126,831,659	8,785,675	135,617,334
栗東市	111,088,934	7,844,764	118,933,698
甲賀市	97,361,443	5,430,274	102,791,717
野洲市	74,090,701	4,132,364	78,223,065
湖南市	61,359,622	3,422,296	64,781,918
高島市	156,910,000	△ 59,210,058	97,699,942
東近江市	129,846,432	△ 69,542	129,776,890
米原市	66,169,988	△ 17,645,440	48,524,548
日野町	22,331,564	1,245,528	23,577,092
竜王町	18,679,205	1,041,822	19,721,027
愛荘町	59,746,470	△ 15,932,492	43,813,978
豊郷町	18,264,464	△ 4,870,554	13,393,910
甲良町	13,775,740	△ 3,673,553	10,102,187

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	17,722,722 ^円	△ 4,726,088 ^円	12,996,634 ^円
計	2,191,120,000	△ 279,046,322	1,912,073,678

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和5年10月13日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第128号）」の金額を改めようとするものである。